

実績報告に係る提出書類一覧（通常出願の場合（ハグ、マドプロの場合を除く））

【申請者（間接補助事業者）にて用意するもの】

①	間接補助金 実績報告書（実施要領 様式第6）	
②	国内代理人への発注書（送信メールの出力も可）	
③	国内代理人からの請求書 （銀行口座名・口座番号、助成対象経費内訳記載のもの） ※実績報告書の経費の内訳を証明できるように、出願国ごと、外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）、代理人手数料（サービスフィー等）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳明示）を明示すること	
④	国内代理人等へ支払った事実が確認できる書類（銀行振込受領書）	
⑤	源泉納付書の写し（国内代理人に対する謝金に係る源泉徴収分納付） ※該当者の明細も必要（総勘定元帳の「預り金」など）	

【国内代理人(特許事務所)に確認し、取得するもの】

⑥	証明書（様式第6の別紙） ※提出は任意。提出いただいた場合、⑩⑪の提出は不要。	
⑦	外国特許庁からの出願受理通知等（出願日・出願番号記載のもの） （参考書類名）米国：Electronic Acknowledgement Receipt EU：Acknowledgement of Receipt 中国：国際出願が中国国内段階へ移行された旨の通知書 韓国：出願番号通知書	
⑧	現地代理人からの請求書 （銀行口座名・口座番号、助成対象経費内訳記載のもの） ※実績報告書の経費の内訳を証明できるように、出願国ごと、外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）、代理人手数料（サービスフィー等）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳明示）を明示すること	
⑨	現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書 ※送金先の銀行口座名、口座番号記載のもの（インターネットバンキングの場合も同様）	
⑩	送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表 ※金融機関発行の書類に記載がある場合は不要。 現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート。	
⑪	外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）	
⑫	その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書・領収書等）	

実績報告に係る提出書類はメールにて提出いただきます。

また、確定検査は産業財団及び関東経済産業局にて実施し、追加資料を求める場合もあります。